

商務部、公安部、工商総局、税務総局 2005 年第 2 号令

「中古車流通管理弁法」

第 1 章 総則

第 1 条 中古車の流通管理を強化し、中古車の経営行為を規範化し、中古車取引における双方の合法的な權益を保障し、中古車の流通の健全な発展を促進するため、国家の関連法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 中華人民共和国の国内で中古車の経営活動あるいは中古車と関連する活動に従事する場合、本弁法を適用する。

本弁法における中古車とは、登記申請手続きが完了してから国家による強制廃棄基準に達する前に取引され、所有権の移転が行われる自動車（三輪車、低速貨物トラック、即ち元農業用輸送車を含む）、トレーラーおよびオートバイをいう。

第 3 条 中古車の取引市場とは、法に基づき設立された売買双方に中古車の集中取引と関連サービスを提供する場所をいう。

第 4 条 中古車の経営主体とは、工商行政管理部門を通じて法に基づき登記され、中古車の販売、競売、仲介、鑑定評価に従事する企業をいう。

第 5 条 中古車の経営行為とは、中古車の販売、競売仲介、鑑定評価等をいう。

(1) 中古車の販売とは、中古車販売企業が中古車を買取り、販売する経営活動をいう。

(2) 中古車の競売とは、中古車競売企業がオークションの方法により、中古車を最高値で落札した者に譲渡する経営活動をいう。

(3) 中古車の仲介とは、中古車の仲介機関が手数料の取得を目的として、他者の中古車取引を促進するために仲介、委託売買あるいは代理等の経済活動に従事することをいう。

(4) 中古車の鑑定評価とは、中古車の鑑定評価機関が中古車の技術状況およびその価格に対して鑑定評価を行う経営活動をいう。

第 6 条 中古車の直接取引とは、中古車の所有者が販売企業、競売企業および仲介機関を通さずに車両を直接買手に販売する取引行為をいう。中古車の直接取引は、中古車取引市場において実施しなければならない。

第 7 条 国务院商務主管部門、工商行政管理部門、税務部門は、各自の職責範囲内において中古車の流通に関連する監督管理作業を担当する。

省、自治区、直轄市および計画単列市の商務主管部門（以下、省級商務主管部門）、工商行政管理部門、税務部門は、各自の職責範囲内において管轄区内の中古車の流通に関連する監督管理作業を担当する。

第2章 設立条件と手続き

第8条 中古車取引市場の経営者、中古車販売企業および仲介機関は、企業法人の条件を具備し、法に基づき工商行政管理部門において登記手続きを行わなければならない。

第9条 中古車の鑑定評価機関は、以下の条件を具備しなければならない。

- (1) 独立した仲介機関である。
- (2) 固定の経営場所と経営活動に必要な施設を有している。
- (3) 3名以上の中古車鑑定評価業務に従事する専門職員を有している(本弁法施行前に国家職業資格証書を取得した中古自動車鑑定評価士を含む)。
- (4) 規範化された規則制度を有している。

第10条 中古車鑑定評価機関の設立は、以下の手続きに基づいて行わなければならない。

- (1) 申請者が中古車鑑定評価機関の設立予定地に所在する省級商務主管部門に対して書面で申請し、本弁法第9条が規定する関連資料を提出する。
- (2) 省級商務主管部門は全ての申請書類を受領した日から20営業日以内に認可の決定を行い、認可する場合、「中古車鑑定評価機関認可証書」を交付し、不認可の場合には、その理由を説明しなければならない。
- (3) 申請者は、「中古車鑑定評価機関認可証書」を持参して、工商行政管理部門で登記手続きを行う。

第11条 外商投資によって設立される中古車取引市場、販売企業、仲介機関、鑑定評価機関の申請者は、第8条、第9条の規定および「外商投資商業領域管理弁法」、関連する外商投資の法律規定に合致する関連資料を持参して省級商務主管部門に申請を行わなければならない。省級商務主管部門は一次審査を行った後、全ての申請書類を受領した日から1ヵ月以内に国务院商務主管部門に報告する。合併の中国側に国家計画単列企業グループが含まれている場合、申請書類を直接国务院商務主管部門に送達することができる。国务院商務主管部門は全ての申請書類を受領した日から3ヵ月以内に国务院工商行政管理部門とともに認可の決定を下し、認可する場合、「外商投資企業批准証書」を発行あるいは更新し、不認可の場合には、その理由を説明しなければならない。

申請者は、「外商投資企業批准証書」を持参して工商行政管理部門で登記手続きを行う。

第12条 中古車競売企業(外商投資中古車競売企業を含む)の設立は、「中華人民共和国競売法」および「競売管理弁法」の関連規定に合致し、「競売管理弁法」が規定する手続きに基づいて行わなければならない。

第13条 外資が中古車取引市場および経営主体を買収する場合、および既に設立されている外商投資企業が経営範囲に中古車を加える場合、第11条、第12条で規定する手続きに基づいて行わなければならない。

第3章 行為規範

第14条 中古車取引市場の経営者および中古車経営主体は、法に基づいて経営と納税を行い、商業道徳を遵守し、法に基づいて実施される監督検査を受けなければならない。

第15条 中古車の売手は、車両の所有権あるいは処分権を有していなければならない。中古車取引市場経営者と中古車経営主体は、売手の身分証明書、車両のナンバープレート、「自動車登記証書」、「自動車走行証」、有効な自動車安全技術検査の合格表示、車両保険証、納税証憑等を確認しなければならない。国家機関、国有企業が車両の売却、委託競売を行う場合、当該機関あるいは上級機関が発行した資産処理証明を持参しなければならない。

第16条 所有権あるいは処分権のない車両の売却、競売を行った場合、相応の法律責任を負わなければならない。

第17条 中古車の売手は、買手に対して車両の使用、修理、事故、検査および抵当登記の有無、納税額、廃棄期日等の真実の状況と情報を提供しなければならない。売手の隠匿および詐欺により買手が購入した車両の移転登記ができなかった場合、売手は無条件で車両の返還に応じるとともに、車両購入等の費用を返還しなければならない。

第18条 中古車販売企業が中古車を販売する場合、買手に対して品質保証とアフターサービスを提供し、経営場所に明示しなければならない。

第19条 中古車取引の実施は、契約を締結しなければならない。契約の書式は、国务院工商行政管理部門が制定する。

第20条 中古車の所有者が他人に委託して車両を販売する場合、委託者と委託書を締結しなければならない。

第21条 中古車仲介機関に中古車の購入を委託するとき、双方は以下の要求に基づいて実施しなければならない。

- (1) 委託者は中古車の仲介機関に有効な身分証明書を提出する。
- (2) 中古車の仲介機関は委託者の要求に基づいて車両を選択するとともに、遅滞なく市場情報を通知する。
- (3) 中古車の仲介機関が購入の委託を受諾した時に、双方が契約を締結する。
- (4) 中古車の仲介機関は、委託者の要求に基づいて車両の鑑定評価を実施し、鑑定評価により生じた費用は委託者が負担する。

第22条 中古車の取引が完了した後、売手は遅滞なく買手に車両、ナンバープレートお

よび車両の法定証明と証憑を引き渡さなければならない。車両の法定証明と証憑には以下が含まれる。

- (1) 自動車登記証書
- (2) 自動車走行証
- (3) 有効な自動車安全技術検査合格表示
- (4) 車両購入税納付証明
- (5) 道路建設費納付証憑
- (6) 車両船舶使用税納付証憑
- (7) 車両保険証

第 23 条 以下の車両は、販売、売買、競売および仲介を禁ずる。

- (1) 既に廃棄あるいは国家の強制廃棄基準に達している車両
- (2) 抵当期間中あるいは税関の取引認可を受けていない税関監督車両
- (3) 人民法院、人民検察院、行政執行部門が法に基づいて差し押さえている車両
- (4) 窃盗、強盗、詐欺等の違法な犯罪手段により取得された車両
- (5) エンジン番号、車両識別コードあるいは車台番号と登記された番号の不一致あるいは番号が改竄された痕跡のある車両
- (6) 密輸、違法に組立てられた車両
- (7) 第 22 条が列挙する証明、証憑を備えていない車両
- (8) 行政管轄区以外の公安機関の交通管理部門で登記された車両
- (9) 国家の法律、行政法規が経営を禁じている車両

中古車取引市場の経営者と中古車経営主体が(4)、(5)、(6)の状況を備えた車両を発見した場合、遅滞なく公安機関や工商行政管理部門等の執行機関に通報しなければならない。

違法車両を取引した場合、中古車取引市場の経営者と中古車経営主体は、連帯賠償責任とその他の相応の法的責任を負わなければならない。

第 24 条 中古車販売企業が中古車を販売する場合、あるいは競売企業が中古車を競売する場合、規定に基づいて買手に税務機関が作成した統一の領収書を発行しなければならない。

中古車の直接取引および中古車の仲介機関が中古車の取引を実施する場合、中古車取引市場の経営者は買手に税務機関が作成した統一の領収書を発行しなければならない。

第 25 条 中古車の取引完了後、現車両所有者は、税務機関が作成した統一の領収書により、法律と法規の関連規定に基づいて移転登記の手続きを行わなければならない。

第 26 条 中古車取引市場の経営者は、中古車経営主体に固定の場所と施設を提供するとともに、顧客に中古車の鑑定評価、移転登記、保険、納税等の手続きを行う条件を提供しなければならない。中古車販売企業と仲介機関は、顧客の要望に基づき、中古車の鑑定評価、移転登記、保険、納税等の手続きを代行しなければならない。

第 27 条 中古車の鑑定評価は、売買双方の自由意思の原則に基づいて実施し、強制的に行ってはならない。国有資産に属する中古車は、国の関連規定に基づいて鑑定評価を実施しなければならない。

第 28 条 中古車の鑑定評価機関は、客観、真実、公正および公開の原則を遵守し、国の法律法規に基づいて中古車の鑑定評価業務を実施し、車両鑑定評価報告書を発行するほか、鑑定評価報告書の中で事故車両であるか否か等の評価内容を含む車両技術状況に対して法的責任を負わなければならない。

第 29 条 中古車の鑑定評価機関および職員は、国の関連規定に基づいて事故案件や事故車両鑑定等の評価業務に従事することができる。

第 30 条 中古車取引市場の経営者と中古車経営主体は、完全な中古車取引販売、売買、競売、仲介および鑑定評価の記録を作成しなければならない。

第 31 条 中古車取引市場の設立、中古車販売企業の店舗開設は、所在地の都市の発展と都市の商業発展に関する規定に合致していなければならない。

第 4 章 監督と管理

第 32 条 中古車の流通監督管理は、独占の禁止、競売の奨励、発展の促進および公平、公正、公開の原則を遵守する。

第 33 条 中古車取引市場経営者と中古車経営主体の記録制度を確立する。工商行政管理部門により法に基づいて登記され、営業許可証を取得した中古車取引市場経営者と中古車経営主体は、営業許可証を取得した日から 2 ヶ月以内に省級商務主管部門に報告の上、記録にとどめなければならない。省級商務主管部門は、中古車取引市場経営者と中古車経営主体に関する記録状況を定期的に国務院商務主管部門へ報告しなければならない。

第 34 条 中古車流通情報の報告・公開制度を確立かつ整備する。中古車取引市場経営者と中古車経営主体は、中古車の取引量や取引額等の情報を所在地の商務主管部門を通じて定期的に省級商務主管部門に報告しなければならない。省級商務主管部門は、上記の情報を総括した後、国務院商務主管部門に報告しなければならない。国務院商務主管部門は、社会に向けて全国の中古車流通情報を定期的に公表しなければならない。

第 35 条 商務主管部門、工商行政管理部門は、各自の職責範囲内において有効な措置を講じ、中古車取引市場経営者と中古車経営主体に対する監督管理を強化し、法に基づいて違法行為を取り締まり、市場の秩序を維持し、消費者の合法的な権益を保護しなければならない。

第 36 条 国務院工商行政管理部門は、商務主管部門とともに中古車取引市場経営者と中古車経営主体の信用記録を作成し、定期的に違法企業の名簿を公表しなければならない。

第 5 章 附則

第 37 条 本弁法は 2005 年 10 月 1 日から施行され、旧「商務部弁公庁の中古自動車鑑定評価管理作業の整備に関する通知」(商建字 [2004]第 70 号)、「中古自動車市場の管理業務に関する通知」(国経貿貿易[2001]1281 号)、「中古自動車取引管理弁法」(内易機字[1998]第 33 号)およびこれらに基づいて発布した各種文書も同時に廃止される。